

令和 年 月 日

長野市長 荻原健司 様

調査者氏名

ユニバーサルデザイン調査

《調査結果報告書》

平成〇年度建築

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

*この施設は、バリアフリー法（平成18年12月20日施行）の施行日以前に建築された建物です。
そのため、調査結果に×や△があっても、全てが法令違反というわけではありません。

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

- 適合義務であるもの
○ 努力義務であるもの
－ いずれにも該当しないもの

I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
1	敷地内通路	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	通路を横断する排水溝には、細目溝蓋を設けている		●		—		○
(3)	有効幅 120cm以上		●		—		○
(4)	50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		—		—
(5)	段差部分 > 手すり設置		—		●		○
(6)	> 明度、色相、彩度により、段が識別しやすい		—		●		○
(7)	> つまづきにくい構造		—		●		○
(8)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		—		—
(9)	傾斜路又は車いす用昇降機を設置（通路のうち1以上）		—		—		○
(10)	傾斜路 > 手すり設置（勾配1/12超、高さ16cm超かつ勾配1/20超の部分）		●		●		○
(11)	> 表面が滑りにくい仕上		—		—		○
(12)	> 明度、色相、彩度により、前後の通路と容易に識別できる		●		●		○
(13)	> 有効幅 《階段併設》 120cm以上 《90cm以上》		●		—		○
(14)	> 勾配 1/12以下（高さ16cm以下のものは 1/8以下）		●		—		○
(15)	> 高さ 75cm超かつ勾配 1/20超は踊場設置（高さ75cm以内、踏幅150cm以上）		●		—		○
(16)	> 縁端部に高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁が設置されている		●		●		○
(17)	直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路の1以上は誘導ブロック敷設		—		—		○
(18)	車路近接部分、車路横断部分、傾斜路・段上端に点状ブロック敷設		—		—		○
2	駐車場	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用駐車施設を1以上設置		—		●		○
(2)	駐車施設 > 幅 350cm以上		—		●		○
(3)	> 利用居室までの経路が短い位置に設けている		—		●		○
(4)	> 付近に車いす用の表示		—		「標識」による		○

※1 円滑化移動経路（利用居室から①道・公園・広場等 ②車いす用便所 ③車いす用駐車場までの経路）

※2 一般部（円滑化移動経路以外の通路部分）

II 出入口

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
3	出入口	チェック		チェック		チェック	
(1)	有効幅 80cm以上		●		－		○経路1 以上
(2)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		－		○

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
4	廊下等	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	階段・傾斜路の上端に近接する部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(3)	有効幅（手すり内側） 120cm以上		●		—		○経路1 以上
(4)	廊下等の末端の付近の構造は車椅子の展開に支障のないものかつ、50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		—		○
(5)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		—		—
(6)	出入口、昇降機・特殊昇降機の出入口に接する部分は水平とする		—		—		○経路1 以上
5	階段（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	踊り場を含め、手すり設置		—		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上		—		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、段が容易に識別できる		—		●		○
(4)	段はつまづきにくい構造		—		●		○
(5)	段の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		—		●		○
(6)	主な階段は回り階段でない（適用除外はない）		—		●		○
(7)	経路上に階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機併設は除く）		●		—		—
6	傾斜路（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	手すり設置（勾配1/12超又は高さ16cm超の傾斜部分）		●		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上であること		●		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、前後の廊下等と識別できること		●		●		○
(4)	傾斜の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(5)	有効幅 《階段併設の場合》 120cm以上 《90cm以上》		●		—		○
(6)	勾配 1/12以下		●		—		○
(7)	高さ 16cm以下のものは勾配 1/8以下		●		—		○
(8)	高さ 75cm超は踊場設置（高さ 75cm以内、踏幅 150cm以上）		●		—		○
(9)	縁端部に高さ 5cm以上の立ち上がり又は側壁設置		●		●		○
7	昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	利用居室・車いす用便所・車いす用駐車場のある階及び地上階に停止		●		—		○
(2)	かご及び昇降路 出入口幅 80cm以上		●		—		○
(3)	かご > 奥行き 135cm以上		●		—		○
(4)	> 幅 140cm以上（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(5)	> 車いすの転回に支障がない構造（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(6)	> 停止予定階・現在位置の表示装置		●		—		○
(7)	> 手すり・鏡を設置		●		—		○
(8)	> 音声装置（到着階・戸の閉鎖）		●		—		○
(9)	乗降口ビー > 幅及び奥行き 150cm以上・高低差なし		●		—		○
(10)	> 昇降方向表示装置		●		—		○
(11)	かご内及び乗降口ビー > 車いす使用者用の制御装置		●		—		○
(12)	> 視覚障害者用の制御装置		●		—		○
(13)	かご内又は乗降口ビー > 音声装置（昇降方向）		●		—		○
(14)	昇降口ビーに標識の掲示		—		「標識」による		○
8	特殊な昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	エレベーター > H12告示第1413号第1第7号の段差解消機		—		—		—
(2)	> かごの幅70cm以上で奥行き120cm以上		—		—		—
(3)	> かご内方向転換が必要な場合は、十分なかごの床面積確保		—		—		—
(4)	エスカレーター > H12告示第1417号第1ただし書きの車いす用エスカレーター		—		—		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅳ トイレ

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
9	トイレ	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用便房を1以上設置（男女の区別ある場合それぞれ1以上）		—		●		○
(2)	構造 > 腰掛便座、手すり等の適切な配置		—		●		○
(3)	> 十分な空間確保		—		●		○
(4)	オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を1以上設置		—		●		—
(5)	車いす用便房及びその便所の出入口幅 80cm以上		—		—		○
(6)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		○
(7)	出入口付近に標識の掲示		—		「標識」による		○
(8)	床置き式、低リップ式等の小便器を1以上設置		—		●		○
(9)	レバー式、光感知式等の洗面器を1以上設置		—		●		○
(10)	ベビーチェア等の設備を設けた便房を1以上設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(11)	ベビーバット等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(12)	ベッド等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—

Ⅴ その他

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
10	ホテル、旅館の客室	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
(2)	構造（便所） > 便所内に車いす使用者用便房を設置		—		—		—
(3)	（同一階にある場合除く） > 便房及び便所の出入口幅 80cm以上		—		—		—
(4)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(5)	構造（浴室等） > 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		—		—		—
(6)	（同一階にある場合除く） > 十分な空間確保		—		—		—
(7)	> 出入口幅 80cm以上		—		—		—
(8)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(9)	非常時の情報を点灯及び音声により知らせる設備を備えた客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
11	客席（劇場、映画館、集会場等）	チェック		チェック		チェック	
(1)	固定席を設ける場合、席数／200以上の車いす用席を設置（max10席）		—		—		—
(2)	構造 > 出入口からの経路が短い位置に設置		—		—		—
(3)	> 1人につき 幅85cm以上、奥行110cm以上		—		—		—
(4)	出入口から車いす用客席への通路のうち1以上は、内法幅120cm以上、高低差がある場合は傾斜路に準じた構造		—		—		—
12	標識	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設があることの表示を見やすい位置に設置		—		●		—
(2)	内容が容易に識別できる標識（JIS Z 8210）		—		●		—
13	案内設備（案内所を設ける場合は除く）	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設の配置を示した案内板の設置		—		●		—
(2)	案内板を設ける場合は、文字が容易に読み取れる大きさと見やすい位置に設置されている		—		—		○
(3)	昇降機、便所の配置を点字・浮彫り・音声等により視覚障害者に示すこと		—		●		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）	

（注意）

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「実現可能性（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について
以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

- 適合義務であるもの
○ 努力義務であるもの
－ いずれにも該当しないもの

I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
1	敷地内通路	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	通路を横断する排水溝には、細目溝蓋を設けている		●		－		○
(3)	有効幅 120cm以上		●		－		○
(4)	50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		－		－
(5)	段差部分 > 手すり設置		－		●		○
(6)	> 明度、色相、彩度により、段が識別しやすい	※チェック項目（●、○、－）は、用途、面積等の必要事項を入力することにより、自動で選択されます。					
(7)	> つまづきにくい構造						
(8)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない						
(9)	傾斜路又は車いす用昇降機を設置（通路のうち1以上）		－		－		○
(10)	傾斜路 > 手すり設置（勾配1/12超、高さ16cm超かつ勾配1/20超の部分）		●		●		○
(11)	> 表面が滑りにくい仕上		－		－		○
(12)	> 明度、色相、彩度により、前後の通路と容易に識別できる		●		●		○
(13)	> 有効幅 《階段併設》 120cm以上 《90cm以上》		●		－		○
(14)	> 勾配 1/12以下（高さ16cm以下のものは 1/8以下）		●		－		○
(15)	> 高さ 75cm超かつ勾配 1/20超は踊場設置（高さ75cm以内、踏幅150cm以上）		●		－		○
(16)	> 縁端部に高さ5cm以上の立ち上がり又は側壁が設置されている		●		●		○
(17)	直接地上へ通ずる出入口から道等に至る通路の1以上は誘導ブロック敷設		－		－		○
(18)	車路近接部分、車路横断部分、傾斜路・段上端に点状ブロック敷設		－		－		○
2	駐車場	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用駐車施設を1以上設置		－		●		○
(2)	駐車施設 > 幅 350cm以上		－		●		○
(3)	> 利用居室までの経路が短い位置に設けている		－		●		○
(4)	> 付近に車いす用の表示		－		「標識」による		○

※チェック項目（●、○、－）は、用途、面積等の必要事項を入力することにより、自動で選択されます。

※1 円滑化移動経路（利用居室から①道・公園・広場等 ②車いす用便房 ③車いす用駐車場までの経路）

※2 一般部（円滑化移動経路以外の通路部分）

II 出入口

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
3	出入口	チェック		チェック		チェック	
(1)	有効幅 80cm以上		●		－		○経路1 以上
(2)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		－		○

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
4	廊下等	チェック		チェック		チェック	
(1)	表面が滑りにくい仕上		●		●		○
(2)	階段・傾斜路の上端に近接する部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(3)	有効幅（手すり内側） 120cm以上		●		—		○経路1 以上
(4)	廊下等の末端の付近の構造は車椅子の展開に支障のないものかつ、50m以内ごとに車いす転回可能な場所を設けている		●		—		○
(5)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		●		—		—
(6)	出入口、昇降機・特殊昇降機の出入口に接する部分は水平とする		—		—		○経路1 以上
5	階段（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	踊り場を含め、手すり設置		—		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上		—		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、段が容易に識別できる		—		●		○
(4)	段はつまづきにくい構造		—		●		○
(5)	段の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		—		●		○
(6)	主な階段は回り階段でない（適用除外はない）		—		●		○
(7)	経路上に階段又は段を設けない（傾斜路又は昇降機併設は除く）		●		—		—
6	傾斜路（踊場含む）	チェック		チェック		チェック	
(1)	手すり設置（勾配1/12超又は高さ16cm超の傾斜部分）		●		●		○
(2)	表面が滑りにくい仕上であること		●		●		○
(3)	明度、色相、彩度により、前後の廊下等と識別できること		●		●		○
(4)	傾斜の上端に近接する踊場部分に、点状ブロック等の敷設		●		●		○
(5)	有効幅 《階段併設の場合》 120cm以上 《90cm以上》		●		—		○
(6)	勾配 1/12以下		●		—		○
(7)	高さ 16cm以下のものは勾配 1/8以下		●		—		○
(8)	高さ 75cm超は踊場設置（高さ 75cm以内、踏幅 150cm以上）		●		—		○
(9)	縁端部に高さ 5cm以上の立ち上がり又は側壁設置		●		●		○
7	昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	利用居室・車いす用便所・車いす用駐車場のある階及び地上階に停止		●		—		○
(2)	かご及び昇降路 出入口幅 80cm以上		●		—		○
(3)	かご > 奥行き 135cm以上		●		—		○
(4)	> 幅 140cm以上（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(5)	> 車いすの転回に支障がない構造（床面積2,000㎡以上の建築物に限る）		●		—		○
(6)	> 停止予定階・現在位置の表示装置		●		—		○
(7)	> 手すり・鏡を設置		●		—		○
(8)	> 音声装置（到着階・戸の閉鎖）		●		—		○
(9)	乗降口ビー > 幅及び奥行き 150cm以上・高低差なし		●		—		○
(10)	> 昇降方向表示装置		●		—		○
(11)	かご内及び乗降口ビー > 車いす使用者用の制御装置		●		—		○
(12)	> 視覚障害者用の制御装置		●		—		○
(13)	かご内又は乗降口ビー > 音声装置（昇降方向）		●		—		○
(14)	昇降口ビーに標識の掲示		—		「標識」による		○
8	特殊な昇降機	チェック		チェック		チェック	
(1)	エレベーター > H12告示第1413号第1第7号の段差解消機		—		—		—
(2)	> かごの幅70cm以上で奥行き120cm以上		—		—		—
(3)	> かご内方向転換が必要な場合は、十分なかごの床面積確保		—		—		—
(4)	エスカレーター > H12告示第1417号第1ただし書きの車いす用エスカレーター		—		—		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅳ トイレ

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
9	トイレ	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用便房を1以上設置（男女の区別ある場合それぞれ1以上）		—		●		○
(2)	構造 > 腰掛便座、手すり等の適切な配置		—		●		○
(3)	> 十分な空間確保		—		●		○
(4)	オストメイト対応の水洗器具を設けた便房を1以上設置		—		●		—
(5)	車いす用便房及びその便所の出入口幅 80cm以上		—		—		○
(6)	戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		○
(7)	出入口付近に標識の掲示		—		「標識」による		○
(8)	床置き式、低リップ式等の小便器を1以上設置		—		●		○
(9)	レバー式、光感知式等の洗面器を1以上設置		—		●		○
(10)	ベビーチェア等の設備を設けた便房を1以上設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(11)	ベビーバット等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—
(12)	ベッド等の設備を設け、出入口に標識の掲示		—		—		—

Ⅴ その他

番号	調査項目	バリアフリー法				長野県福祉の まちづくり条例	
		移動等円滑化 経路※1		一般部※2			
10	ホテル、旅館の客室	チェック		チェック		チェック	
(1)	車いす使用者用客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
(2)	構造（便所） > 便所内に車いす使用者用便房を設置		—		—		—
(3)	（同一階にある場合除く） > 便房及び便所の出入口幅 80cm以上		—		—		—
(4)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(5)	構造（浴室等） > 浴槽、シャワー、手すり等の適切な配置		—		—		—
(6)	（同一階にある場合除く） > 十分な空間確保		—		—		—
(7)	> 出入口幅 80cm以上		—		—		—
(8)	> 戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に高低差がない		—		—		—
(9)	非常時の情報を点灯及び音声により知らせる設備を備えた客室を1以上設置（客室数50以上の場合）		—		—		—
11	客席（劇場、映画館、集会場等）	チェック		チェック		チェック	
(1)	固定席を設ける場合、席数／200以上の車いす用席を設置（max10席）		—		—		—
(2)	構造 > 出入口からの経路が短い位置に設置		—		—		—
(3)	> 1人につき 幅85cm以上、奥行110cm以上		—		—		—
(4)	出入口から車いす用客席への通路のうち1以上は、内法幅120cm以上、高低差がある場合は傾斜路に準じた構造		—		—		—
12	標識	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設があることの表示を見やすい位置に設置		—		●		—
(2)	内容が容易に識別できる標識（JIS Z 8210）		—		●		—
13	案内設備（案内所を設ける場合は除く）	チェック		チェック		チェック	
(1)	昇降機、便所、駐車施設の配置を示した案内板の設置		—		●		—
(2)	案内板を設ける場合は、文字が容易に読み取れる大きさと見やすい位置に設置されている		—		—		○
(3)	昇降機、便所の配置を点字・浮彫り・音声等により視覚障害者に示すこと		—		●		—

バリアフリー法等への適合調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）	
I-1 (5)	敷地内通路 段差部分に手すり設置	階段手すり未設置	設置	A	小規模
I-1 (17)	敷地内通路 道等に至る通路の誘導ブロック未設置	誘導ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
I-1 (18)	敷地内通路 点状ブロック未設置	点状ブロック未設置（北側玄関）	設置	A	小規模
III-4 (4)	廊下等 50m以内ごとに車いす展開可能	回転可能なスペース未設置	設置	D	物理的に改修不能
IV-9 (4)	トイレ オストメイト対応	オストメイト未設置	設置	C	広範囲に影響

（注意）

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「実現可能性（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について

以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等

◎入力シート

①施設名・棟名	②用途区分	③用途に供する床面積(㎡)	④戸数(戸) ※共同住宅	⑤客室数 ※ホテル、旅館
〇〇〇〇センター ◇◇◇棟	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するもの）	2,100		
↑直接入力	↑プルダウン選択	↑直接入力（半角）	↑直接入力（半角）	
⑥傾斜路の有無 ※建物内部	⑤階数	⑦昇降機の種類	エレベーター	
⑦案内所の有無	有	⑧トイレの有無 ※共用部分	有	
	無	⑨駐車施設の有無	有（25台以上）	
	↑プルダウン選択		↑プルダウン選択	
	↓適用基準	バリアフリー法 【適合義務】		
※上記のほか、長野県福祉のまちづくり条例は（努力義務）				

□福祉基準等 用途一覧表

バリアフリー法 （高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）			長野県福祉のまちづくり条例			長野市福祉環境 整備指導要綱
令4条	○特 定 建 築 物		特 定 施 設			整備対象建築物
	◆基準適合への努力義務	◎特別特定建築物 ◆2000㎡（一部1000㎡）以上は基準適合義務 （公衆便所は50㎡以上）	区 分	用 途	範 囲	範 囲
1号	学校	公立小学校、公立中学校、特別支援学校	教育施設	学校、専修学校、各種学校、職業訓練施設等	全施設	－
2号	病院、診療所	病院、診療所	医療施設	病院 診療所	全施設 病室を有するもの	－ 病室を有しないもの
3号	劇場、観覧場、映画館、演芸場	劇場、観覧場、映画館、演芸場	娯楽施設	劇場、映画館、遊技場等	500㎡以上	500㎡未満
4号	集会場（レジャー、斎場を含む）、公会堂	集会場（レジャー、斎場を含む）、公会堂	その他	集会場、公会堂、火葬場	全施設	－
5号	展示場	展示場		展示場	1,000㎡以上	1,000㎡未満
6号	卸売市場、百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	店舗	物品販売業を営む店舗	500㎡以上	300㎡以上500㎡未満
7号	ホテル、旅館	ホテル、旅館	宿泊施設	旅館、ホテル等	1,000㎡以上	1,000㎡未満
8号	事務所（保健所、税務署その他多数のものが利用する官公署を含む）	保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署	官公署	公共的団体の事務所	全施設	－
9号	共同住宅、寄宿舎、下宿	－	官公署	国、地方公共団体の事務所	全施設	－
10号	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの	老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（主として高齢者、障害者等が利用するもの）	共同住宅	共同住宅	51戸以上	－
11号	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	社会福祉施設	身体障害者更正施設、精神薄弱者援護施設、精神障害者社会復帰施設、老人福祉施設、有料老人ホーム、老人保健施設、児童福祉施設、生活保護施設、婦人保護施設、母子福祉施設、母子健康センター、授産施設、隣保館等	全施設	－
12号	体育館、水泳場、ボート場その他これらに類する運動施設又は遊技場	体育館（一般公共の用に供されるもの）、水泳場（一般公共の用に供されるもの）、ボート場又は遊技場	その他	体育館、ボート場、水泳場、その他のスポーツ施設	1,000㎡以上	1,000㎡未満
13号	博物館、美術館、図書館	博物館、美術館、図書館	文化施設	図書館、博物館等	全施設	－
14号	公衆浴場	公衆浴場	公衆浴場	公衆浴場	300㎡以上	－
15号	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	飲食店	店舗	理美容所	100㎡以上	100㎡未満
16号	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗		サービス業を営む店舗、飲食店	500㎡以上	300㎡以上500㎡未満
17号	自動車教習所、学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもの	－	－	金融機関、ガス・電気・電気通信事業を営む店舗	全施設	－
18号	工場	－	－	－	－	#VALUE!
19号	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	公共交通機関の施設	車両停車場等で旅客の乗降、待合の用に供するもの	全施設	－
20号	自動車の停留又は駐車のための施設	自動車の停留又は駐車のための施設（一般公共の用に供されるもの）	その他	自動車車庫（一般公共に供するもの）	駐車面積500㎡以上	－
21号	公衆便所	公衆便所		公衆便所	便所数3以上	－
22号	公共用歩廊	公共用歩廊	－	－	－	－

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	主たる出入口まで連続性のある誘導により、誰もが安全に建築物の受付等に到達できる。		0 / 4
(2)	通路には段差がない。構造上段差が生じる場合は、段のある近くにスロープ等が併設されている。		
(3)	車いす使用者が利用できる障害者用駐車スペースを設けている。また、いつでも駐車できるように複数設けている。		
(4)	敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設けている。		
2	簡単		
(1)	出入口やそこに至る経路は、サインが確認しやすく、見通しのよい空間となっている。		0 / 2
(2)	音声音響案内は、音声はどこから発生されているかが分かり、かつ、はっきり聴き取れる。		
3	安全		
(1)	人と車の動線が交わらないよう通路は車路と分離している。やむを得ず分離していない場合、駐車場は見通しがよいものとなっている。		0 / 4
(2)	傾斜路は雨に濡れても滑りにくい仕上がりとなっている。		
(3)	階段や傾斜路には手すりを設け、視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を設けている。		
(4)	通路にある排水溝等の蓋は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車いすのキャスター、杖先が落ちないつくりとなっている。		
4	機能		
(1)	歩行者用の経路は、建築物の出入口まで必要以上に遠回りとなっていない。		0 / 5
(2)	敷地内通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		
(3)	障害者用駐車場には、車の左右両側（うしろ）に乗降用スペースを設けている。		
(4)	障害者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、庇などの屋根が設けられている。		
(5)	案内装置がある場合、位置や高さなどに配慮され、操作しやすいものとなっている。		
5	快適		
(1)	外壁の素材や色使いは、周囲の景観に配慮し、また植栽等も設置するなど心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	案内表示は、だれもが分かりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮されている。		
(3)	障害者用駐車場は、建築物の出入口にできるだけ近く、車路を横断しなくても行き着くことができる。		
			0 / 18

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅱ 出入口

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付が設けられている。又は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを合わせた案内板等が設けられている。		0 / 3
(2)	案内板は、子どもや車いす使用者も見やすいような、位置や高さに設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できる。		
2	簡単		
(1)	出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が設置されている。		0 / 4
(2)	建築物の主要な出入口は、訪れた人がわかりやすい位置に設けられている。		
(3)	チャイムやインターホン等は、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすい。		
(4)	手動引き戸などの取手は、誰もが使いやすい縦棒状等となっている。		
3	安全		
(1)	自動引き戸には、安全センサーが設置されている。		0 / 3
(2)	自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸が併設されている。		
(3)	出入口のガラス戸には、衝突防止シール等の対策が講じられている。		
4	機能		
(1)	車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		0 / 3
(2)	特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅となっている。		
(3)	手動引き戸は、取手の位置や形状に配慮されており、操作しやすい。		
5	快適		
(1)	建築物の出入口付近に設けられている案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等に配慮されており、見やすくわかりやすいデザインである。		0 / 1
			0 / 14

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	廊下には段差がない。構造上段差がある場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機の設置がされている。		0 / 3
(2)	誰もが利用できるエレベーターが1以上設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導ブロックは、乗降ボタンや触地図まで適切に敷設されている。		
2	簡単		
(1)	わかりやすい案内板等が適切に設けられており、目的となる部屋等に適切に誘導できる。		0 / 2
(2)	廊下の配置は、単純でわかりやすい。		
3	安全		
(1)	廊下や階段の両側に連続して、手すりが設置されている。		0 / 6
(2)	廊下等の床は滑りにくい仕上げであり、段には滑り止め等が設置されている。		
(3)	段や勾配の部分では、容易に段等が認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮されている。また、照明は安全に通行できるような明るさが確保されている。		
(4)	階段や傾斜路には、落下防止のための立ち上がり（両側）が設置されている。		
(5)	階段や傾斜路などに視覚障害者誘導ブロック（警告用）が適切に敷設されている。		
(6)	（防火戸が設置されている場合）分かりやすい位置に配置されており、車いす使用者等の通行が可能な構造となっている。		
4	機能		
(1)	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅が確保されている。		0 / 6
(2)	廊下や階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段設置されている。		
(3)	廊下、乗降口ビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間が確保されている。		
(4)	エレベーター乗降口ビー及びかご内には、誰もが操作しやすい位置に操作ボタン等が設置されている。		
(5)	エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚でわかる。		
(6)	同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一されている。		
5	快適		
(1)	エレベーターは、主要な出入口から誰もが容易に確認できる位置に設置されている。		0 / 3
(2)	乗降口ビーの扉は、周囲の壁と異なる色となっている等、識別しやすい。		
(3)	建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターが複数設置されているなど、車いすやベビーカーを使用する人も含め、誰もが短い待ち時間で利用できる。		
			0 / 20

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

IV トイレ

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	だれもが利用できるトイレ（だれでもトイレ）が設けられている（車いす使用者、オストメイト、乳幼児を連れた人等）。		0 / 5
(2)	トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅が確保されている。		
(3)	オムツ交換や衣服の着脱などのため、大人が横になることができる大きなシートが設けられている。		
(4)	小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き式又は低リップタイプが設けられている。		
(5)	だれでもトイレと、それ以外のトイレは近接して配置している。		
2	簡単		
(1)	利用者がわかりやすい位置に設けられており、案内板等も適切に配置されている。		0 / 3
(2)	出入口には、だれもが利用できる旨を示したわかりやすい標識や、便房内の設備が表示されている。		
(3)	トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックが適切に配置されており、音声や点字により男女別位置等を案内できる。		
3	安全		
(1)	出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に挟まることがないような工夫がされている。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝材を設けるなどの工夫 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫		0 / 1
4	機能		
(1)	便房の戸は、取手を握りやすく、また、施錠操作がしやすい。		0 / 4
(2)	洗浄ボタンや紙巻器などは、便座に移乗せずに利用する車いす使用者にも考慮した位置に設置されている。		
(3)	同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法が統一されており、同じ配置・同じ部品となっている。		
(4)	設備は操作がしやすい。		
5	快適		
(1)	清潔感のある色彩となっており、心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法が配慮されている。		
(3)	壁面・床面を清潔に保つため、こまめな清掃・維持管理がされている。		
			0 / 16

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅴ その他（子育て支援環境）

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、男女にかかわらず利用できる。		0 / 3
(2)	母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫がされている。		
(3)	イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ子育て支援環境を整えている。		
2	簡単		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所の位置は、建築物の案内板に表示されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置されている。		
(3)	ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレの出入口には、その旨がわかりやすく表示されている。		
3	安全		
(1)	便房内では、保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、保護者と対面した位置にベビーチェアが設置されてる。		0 / 2
(2)	便房内のベビーチェアは、乳幼児がドアロックを開けないようドアから離れた位置に設置されている。		
4	機能		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備が設置されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、おむつ替えのためのベビーベッドが設置されており、また、おむつを捨てるためのゴミ箱が設置されている。		
(3)	トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッドが設置されており、また、荷物台が設置されている。		
5	快適		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、入口がオープンとなっており、ベビーカーや車いすの使用者の出入りが十分な幅となっている。		0 / 2
(2)	相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアが設置されている。		
			0 / 13

○ 自由記入欄

※ 調査建築物独自の特徴や、施設に必要なユニバーサルデザイン整備の内容等、自由に記入してください。

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

★特記事項

番号	調査項目	指摘の具体的内容等	改善策の具体的内容等	改修難易度（評価）	

（注意）

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「改修難易度（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について
以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

I 敷地内通路・駐車場

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	主たる出入口まで連続性のある誘導により、誰もが安全に建築物の受付等に到達できる。		0 / 4
(2)	通路には段差がない。構造上段差が生じる場合は、段のある近くにスロープ等が併設されている。		
(3)	車いす使用者が利用できる障害者用駐車スペースを設けている。また、いつでも駐車できるように複数設けている。		
(4)	敷地の出入口付近には、インターホン、音声や文字情報などを組み合わせた案内装置を設けている。		
2	簡単		
(1)	出入口やそこに至る経路は、サインが確認しやすく、見通しのよい空間となっている。		0 / 2
(2)	音声音響案内は、音声はどこから発生されているかが分かり、かつ、はっきり聞き取れる。		
3	安全		
(1)	人と車の動線が交わらないよう通路は車路と分離している。やむを得ず分離していない場合、駐車場は見通しがよいものとなっている。		4
(2)	傾斜路は雨に濡れても滑りにくい仕上げとなっている。		
(3)	階段や傾斜路には手すりを設け、視覚障害者誘導用ブロック（警告用）を設けている。		
(4)	通路にある排水溝等の蓋は、路面との段差がなく、スリット等は、ベビーカーや車いすのキャスター、杖先が落ちないつくりとなっている。		
4	機能		
(1)	歩行者用の経路は、建築物の出入口まで必要以上に遠回りとなっていない。		0 / 5
(2)	敷地内通路は、車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		
(3)	障害者用駐車場には、車の左右両側（うしろ）に乗降用スペースを設けている。		
(4)	障害者用駐車場から建築物の出入口までの通路には、庇などの屋根が設けられている。		
(5)	案内装置がある場合、位置や高さなどに配慮され、操作しやすいものとなっている。		
5	快適		
(1)	外壁の素材や色使いは、周囲の景観に配慮し、また植栽等も設置するなど心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	案内表示は、だれもが分かりやすいよう、文字の大きさや色使い、配置等にも配慮されている。		
(3)	障害者用駐車場は、建築物の出入口にできるだけ近く、車路を横断しなくても行き着くことができる。		
			0 / 18

施設管理者が記入

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅱ 出入口

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	個別ニーズに対応できるよう、人を配置した受付が設けられている。又は、建築物の出入口付近は、出入口の場所を示す音声装置や点字表示などを合わせた案内板等が設けられている。		0 / 3
(2)	案内板は、子どもや車いす使用者も見やすいような、位置や高さに設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導用ブロックが敷設されており、視覚障害者が、人を配置した受付や案内板に到達できる。		
2	簡単		
(1)	出入口の扉は、開閉しやすい構造である自動引き戸が設置されている。		0 / 4
(2)	建築物の主要な出入口は、訪れた人がわかりやすい位置に設けられている。		
(3)	チャイムやインターホン等は、その所在が分かりやすく、かつ、操作しやすい。		
(4)	手動引き戸などの取手は、誰もが使いやすい縦棒状等となっている。		
3	安全	施設管理者が記入	
(1)	自動引き戸には、安全センサーが設置されている。		0 / 3
(2)	自動引き戸には、非常時の対応のため、手動式の戸が併設されている。		
(3)	出入口のガラス戸には、衝突防止シール等の対策が講じられている。		
4	機能		
(1)	車いす使用者や歩行者のすれ違いに支障のない幅が確保されている。		0 / 3
(2)	特に建築物の主要な出入口は、余裕を持った幅となっている。		
(3)	手動引き戸は、取手の位置や形状に配慮されており、操作しやすい。		
5	快適		
(1)	建築物の出入口付近に設けられている案内板等は、文字の大きさや配色、背景の色との対比等に配慮されており、見やすくわかりやすいデザインである。		0 / 1
			0 / 14

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅲ 廊下等・階段・エレベーター

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	廊下には段差がない。構造上段差がある場合は、段のある近くに、傾斜路や昇降機の設置がされている。		0 / 3
(2)	誰もが利用できるエレベーターが1以上設置されている。		
(3)	視覚障害者誘導ブロックは、乗降ボタンや触地図まで適切に敷設されている。		
2	簡単		
(1)	わかりやすい案内板等が適切に設けられており、目的となる部屋等に適切に誘導できる。		0 / 2
(2)	廊下の配置は、単純でわかりやすい。		
3	安全		
(1)	廊下や階段の両側に連続して、手すりが設置されている。		0 / 6
(2)	廊下等の床は滑りにくい仕上げであり、段には滑り止め等が設置されている。		
(3)	段や勾配の部分では、容易に段等が認識できるように、色・明度・仕上げ等の差に配慮されている。また、照明は安全に通行できるような明るさが確保されている。		
(4)	階段や傾斜路には、落下防止のための立ち上がり（両側）が設置されている。		
(5)	階段や傾斜路などに視覚障害者誘導ブロック（警告用）が適切に敷設されている。		
(6)	（防火戸が設置されている場合）分かりやすい位置に配置されており、車いす使用者等の通行が可能な構造となっている。		
4	機能	施設管理者が記入	
(1)	廊下や階段の幅は、歩行者同士がすれ違いやすい幅が確保されている。		0 / 6
(2)	廊下や階段の手すりは、利用者が使いやすいよう、2段設置されている。		
(3)	廊下、乗降口ビー、エレベーターのかご内など、車いす使用者が回転することができる空間が確保されている。		
(4)	エレベーター乗降口ビー及びかご内には、誰もが操作しやすい位置に操作ボタン等が設置されている。		
(5)	エレベーターのボタンは、ボタン操作時に音声と光で反応する等、ボタン操作への応答が視覚と聴覚でわかる。		
(6)	同一建築物内のエレベーターの操作盤等のボタンの配置は、統一されている。		
5	快適		
(1)	エレベーターは、主要な出入口から誰もが容易に確認できる位置に設置されている。		0 / 3
(2)	乗降口ビーの扉は、周囲の壁と異なる色となっている等、識別しやすい。		
(3)	建築物の用途や規模に応じて適切な大きさのエレベーターが複数設置されているなど、車いすやベビーカーを使用する人も含め、誰もが短い待ち時間で利用できる。		
			0 / 20

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

IV トイレ

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	だれもが利用できるトイレ（だれでもトイレ）が設けられている（車いす使用者、オストメイト、乳幼児を連れた人等）。		0 / 5
(2)	トイレ内の通路幅や便房の出入口の幅は、車いす使用者が利用しやすいよう、余裕を持った幅が確保されている。		
(3)	オムツ交換や衣服の着脱などのため、大人が横になることができる大きなシートが設けられている。		
(4)	小便器は、子どもから大人まで利用できるように、床置き式又は低リップタイプが設けられている。		
(5)	だれでもトイレと、それ以外のトイレは近接して配置している。		
2	簡単		
(1)	利用者がわかりやすい位置に設けられており、案内板等も適切に配置されている。		0 / 3
(2)	出入口には、だれもが利用できる旨を示したわかりやすい標識や、便房内の設備が表示されている。		
(3)	トイレの出入口位置を知らせるための視覚障害者誘導用ブロックが適切に配置されており、音声や点字により男女別位置等を案内できる。		
3	安全		
(1)	出入口の開閉時に、手や衣服などが戸に挟まれたり、戸と戸袋の隙間に挟まることがないような工夫がされている。 ・戸と枠に接する面積を小さくするために戸の縁を丸くするなどの工夫 ・衝撃を和らげるため、ゴムなどの緩衝材を設けるなどの工夫 ・戸と戸袋の隙間に柔らかい材料を設置することで、指や衣服が引き込まれるのを防ぐ工夫	施設管理者が記入	1
4	機能		
(1)	便房の戸は、取手を握りやすく、また、施錠操作がしやすい。		0 / 4
(2)	洗浄ボタンや紙巻器などは、便座に移乗せずに利用する車いす使用者にも考慮した位置に設置されている。		
(3)	同一建築物内のトイレは、男女別配置や、洗浄ボタン、紙巻器等の位置や操作方法が統一されており、同じ配置・同じ部品となっている。		
(4)	設備は操作がしやすい。		
5	快適		
(1)	清潔感のある色彩となっており、心地よい空間となっている。		0 / 3
(2)	だれもが心地よく利用できるよう、鏡の配置や設置方法が配慮されている。		
(3)	壁面・床面を清潔に保つため、こまめな清掃・維持管理がされている。		
			0 / 16

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◇◇◇棟

Ⅴ その他（子育て支援環境）

番号	調査項目	チェック	適合状況
1	公平		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、男女にかかわらず利用できる。		0 / 3
(2)	母乳による授乳のためのスペースは、間仕切り壁等で仕切るなど、視線を遮る工夫がされている。		
(3)	イベント会場などでは、利用者のニーズに応じ子育て支援環境を整えている。		
2	簡単		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所の位置は、建築物の案内板に表示されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、乳幼児を連れた人が利用しやすい位置に設置されている。		
(3)	ベビーチェアやベビーベッドなどを設けたトイレの出入口には、その旨がわかりやすく表示されている。		
3	安全		
(1)	便房内では、保護者が乳幼児から目を離さずに利用できるよう、保護者と対面した位置にベビーチェアが設置されてる。		0 / 2
(2)	便房内のベビーチェアは、乳幼児がドアロックを開けないようドアから離れた位置に設置されている。		
4	機能		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、お湯を供給できるシンクや、哺乳ビンの消毒ができる設備が設置されている。		0 / 3
(2)	授乳及びおむつ替えのできる場所には、おむつ替えのためのベビーベッドが設置されており、また、おむつを捨てるためのごみ箱が設置されている。		
(3)	トイレ内に、おむつ替えができるようなベビーベッドが設置されており、また、荷物台が設置されている。		
5	快適		
(1)	授乳及びおむつ替えのできる場所は、入口がオープンとなっており、ベビーカーや車いすの使用者の出入りが十分な幅となっている。		0 / 2
(2)	相談等の受付カウンターや申込記入台の横には、ベビーチェアが設置されている。		
			0 / 13

施設管理者が記入

○ 自由記入欄

施設管理者が記入

※ 調査建築物独自の特徴や、施設に必要なユニバーサルデザイン整備の内容等、自由に記入してください。

ユニバーサルデザインの状況調査

〇〇〇〇センター ◆◆◆棟

★特記事項

[illegible]

(注意)

- ① このチェックリストは、特殊建築物等ごとに作成してください。
- ② 記入欄が不足する場合は、枠を拡大、行を追加して記入するか、別紙に必要な事項を記入してください。
- ③ 調査項目について、基準に適合している場合は「○」、一部適合している場合は「△」、不適合の場合は「×」をチェック欄に記入してください。
- ④ 該当しない調査項目がある場合は、当該項目のチェック欄に「－」を記入してください。
- ⑤ 特記事項は、調査の結果、基準を満たしていない項目がある場合や、基準を満たしている場合であっても、特記すべき事項がある場合に、該当する調査項目の番号、調査項目を記入し、「指摘の具体的内容」欄に指摘又は特記すべき事項の具体的内容を記入するとともに、「改善策の具体的内容等」欄にその内容を記入し、「改修難易度（評価）」欄にA～Dの4段階で評価し、その評価内容を記入してください。

※ 改修難易度（評価）について
以下の基準で評価する。

評 価	基 準（参考）
A	部分的かつ仕上材等の撤去・復旧を伴う改修 又は ソフト対応で解消可能 又は 小規模工事（130万円以下）等
B	部分的かつ下地材等の撤去・復旧を伴う改修 又は 改修費用（130超～500万円）が見込まれる 等
C	広範囲に改修 又は 部分的かつ構造躯体等に影響 又は 多額の改修費用（500超～1,000万円）が見込まれる 等
D	物理的に改修不能 又は 多額の改修費用（1,000万円超）が見込まれる 等

[illegible]

- | 区分5 学校の用途区分 | |
|-------------------|--|
| ① 学校 | ② 共同住宅 |
| ③ 職業訓練施設 | ④ 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの（定住して高齢者、障害者等が利用するもの） |
| ⑤ 福祉（障害者等を利用するもの） | ⑥ 福祉センター、児童福祉施設、社会福祉施設等（定住して高齢者、障害者等が利用するもの） |
| ⑦ 集会所 | ⑧ 博物館、美術館、図書館 |
| ⑨ 公民堂（地区集会所） | ⑩ 飲食店 |
| ⑪ 物品販売を営む店舗 | ⑫ 自動車等の停留又は積荷のための施設（一般公共のものに供されるもの） |
| ⑬ 映画、ホテル | ⑭ 公衆便所 |
| ⑮ 公園用地 | ⑯ その他 |
| ⑰ 官公署 | |